

平成19年11月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会会議録

平成19年11月26日 開会

平成19年11月26日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

## 議事日程第1号

平成19年11月26日(月曜日)午後1時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	議長の選挙	
日程第3	会期の決定	
日程第4	議席の一部変更	
日程第5	議席の指定	
日程第6	議会運営委員の選任	
日程第7	一般質問	
日程第8	議案第18号	平成19年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算専決処分について承認を求める件
日程第9	議案第19号	秋田県後期高齢者医療広域連合広域計画策定の件
日程第10	議案第20号	秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を制定する件
日程第11	議案第21号	平成18年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第12	陳情第1号	後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する意見書の提出について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(18名)

2番	小畑元	3番	佐藤一誠
5番	児玉一	7番	川口博
8番	佐藤亮一	9番	渡邊彦兵衛
11番	松田知己	13番	加賀谷正美
14番	藤原幸作	15番	吉岡興
16番	竹内睦夫	17番	佐藤峯夫
18番	武石善治	19番	田代孝彦
20番	阿部栄悦	21番	小柳勉
22番	齋藤紀男	23番	佐藤安治

---

## 欠席議員(5名)

1番	五十嵐忠悦	4番	鈴木俊夫
----	-------	----	------

6番 柳田 弘  
12番 佐々木 哲男

10番 黒瀬 喜多

---

## 地方自治法第121条による出席者

広域連合長	佐竹 敬久	副広域連合長	齊藤 滋宣
副広域連合長	齋藤 正寧	代表監査委員	桂田 晉
事務局長	最上 徹	事務局次長	中村 基
総務課長	松山 徹	業務課長	仲山 和法
会計管理者	平塚 敦子		

---

## 議会担当職員出席者

議会書記	石井 忍	議会書記	柿崎 弘樹
------	------	------	-------

---

## 午後1時00分 開会

副議長（佐藤安治） 皆様、大変ご苦勞様です。副議長の羽後町の佐藤であります。

橋本議長の辞職によりまして、議長が不在でありますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

1番、五十嵐忠悦議員。

4番、鈴木俊夫議員。

6番、柳田弘議員。

10番、黒瀬喜多議員。

12番、佐々木哲男議員。

本日の出席議員は、ただいま申し上げました議員の方々から欠席届が出ておりますので、18名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、これより、平成19年11月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

---

## 新議員の紹介

副議長（佐藤安治） 会議に先立ちましてご報告申し上げます。

平成19年7月13日告示の広域連合議会議員補欠選挙において当選されました皆様をご紹介申し上げます。

お名前を申し上げますので、ご起立くださいますようお願いいたします。

大館市長、小畑元議員。

秋田市議会議長、加賀谷正美議員。

にかほ市議会議長、竹内睦夫議員。

上小阿仁村議会議長、武石善治議員。

以上、4名が広域連合議会議員として新たに当選されましたので、よろしく願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

## 諸般の報告

副議長（佐藤安治） この際、諸般の報告をいたします。

報告は朗読を省略いたします。

---

## 仮議席の指定

副議長（佐藤安治） この際、議事の進行上、新議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま、ご着席の議席を指定いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

副議長（佐藤安治） 続きまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により佐藤一誠議員、加賀谷正美議員の2名を指名いたします。

---

## 日程第2 議長の選挙

副議長（佐藤安治） 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（佐藤安治） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（佐藤安治） ご異議なしと認めます。したがって、副議長において指名することに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長には、にかほ市の竹内睦夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました竹内議員を秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（佐藤安治） ご異議なしと認めます。したがって、竹内議員が秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました竹内議員が議場におられますので、本席から地方自治法第118条第1項の規定による告知をいたします。

---

## 議長のあいさつ

副議長（佐藤安治） 竹内議員、議長当選のごあいさつをお願いいたします。

【竹内睦夫議長 起立】

議長（竹内睦夫） にかほ市議会の竹内でございます。ただいま、皆様方のご推挙により身に余る大役でございますが、受けることに相成りました。大変な職務とは存じますが、皆様方のご理解とご協力のもとに努めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

副議長（佐藤安治） これをもって、私の職務が終わりました。ご協力ありがとうございました。

竹内議長、議長席にお着き願います。

【竹内睦夫議長 議長席 着席】

---

## 日程第3 会期の決定

議長（竹内睦夫） それでは、日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

## 日程第4 議席の一部変更

議長（竹内睦夫） 次に、日程第4、議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配布しております議席表の新議席のとおり変更したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、議席表の新議席のとおり変更することに決定いたしました。

議席の移動につきましては、日程第5、議席の指定終了後に行いますので、よろしくをお願いいたします。

---

## 日程第5 議席の指定

議長（竹内睦夫） 次に、日程第5、議席の指定を行います。

新議員の議席につきまして、会議規則第4条第1項の規定により、議長において小畑議員は2番、加賀谷議員は13番、私、竹内は16番、武石議員は18番と指定いたします。

この際、暫時休憩いたします。

【午後1時10分休憩 ・ 午後1時12分開議】

---

## 日程第6 議会運営委員の選任

議長（竹内睦夫） 議席の変更が終わりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

現在1名欠員となっております議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って定めることとなっております。

お諮りいたします。慣例により、議長、副議長、及び議員4区分から各1名を選任していることから、今回、議長である私、竹内が就任することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） ご異議なしと認めます。したがって、私、竹内が議会運営委員に就任することに決定いたしました。

---

## 代表監査委員あいさつ

議長（竹内睦夫） この際、代表監査委員から発言の申し出がありますので、発言を許します。代表監査委員。

【桂田晉代表監査委員 登壇】

代表監査委員（桂田晉） 代表監査委員の桂田です。去る3月広域連合議会臨時会におきまして、私の監査委員選任案件にご同意いただきまして、誠にありがとうございました。広域連合は新たな組織でありますので、初代監査委員としての責任の重さを十分認識しながら、監査という職務を通じて広域連合の発展に誠心誠意努力して参る所存でございます。議員の皆様方におかれましては、今後も、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、ごあいさつといたします。

---

## 日程第7 一般質問

議長（竹内睦夫） 日程第7、一般質問を行います。

これまでに、通告者はありません。

以上で、一般質問を終わります。

**日程第 8 議案第 18 号 平成 19 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算専決処分について承認を求める件から**

**日程第 11 議案第 21 号 平成 18 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件まで**

議長（竹内睦夫） 日程第 8、議案第 18 号、平成 19 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算専決処分について承認を求める件から、日程第 11、議案第 21 号、平成 18 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件まで、以上の各案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

広域連合長（佐竹敬久） 平成 19 年 11 月広域連合議会定例会の開会にあたり、今定例会提出の単行案、条例案及び決算認定について説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

提出案件の説明に入ります前に、広域連合の諸情勢について申し上げます。

はじめに、事務の執行状況であります。4 月 1 日に事務局職員を 8 人から 20 人に増員し、現在、制度運営の重要事項並びに各種調整等について、構成市町村や関係団体との協議を重ねながら最終の準備業務に全力で取り組んでおります。また、8 月には構成市町村と広域連合で行う事務処理を効率的に実施するため、両者を専用回線で結合した広域連合電算処理システムを構築しております。9 月に構成市町村から 7 月末現在の被保険者情報の提供を受けたところ、被保険者数は約 17 万 6 千人でありましたが、制度施行時には 75 歳到達等によりその被保険者数は若干増えるものと見込んでおります。

次に、保険料の算定についてであります。平成 20 年度、21 年度の被保険者一人当たりの平均保険料年額は、秋田県の試算では 6 万 4 千 1 円となり、国の試算額と比較すると、約 1 万 4 千円少なくなっております。その主な要因は、基準となります平成 18 年度の 75 歳以上高齢者の医療給付費や所得状況が、全国平均に比べ低いことが挙げられます。また、被用者保険の被扶養者から移行となる方の保険料については、国において平成 20 年度は徴収を一部凍結することが、この 11 月に決定されたところであります。なお、凍結にかかる財源は国が負担するということですが、事務処理上の対応については今後さらに構成市町村と協議を重ねる必要があると考えております。

次に、広報事業についてであります。平成 20 年 4 月 1 日の制度施行にあたり円滑に新制度へ移行できるよう、既に広報紙の活用などを中心に構成市町村と連携しながら進めておりますが、さらに各種広報媒体等を活用した制度周知に努めて参ります。

さて、今定例会には、単行案 2 件、条例案 1 件及び決算認定 1 件を提出いたしております。

まず、単行案について説明申し上げます。平成 19 年度一般会計補正予算専決処分について承認を求める件は、広域連合電算処理システム構築に係る国庫補助金の交付額が提示されたことに伴い、関係予算の組替え補正を行うため、専決処分した件について議会の承認を求めようとするものであります。

続いて、広域計画策定の件は、後期高齢者医療制度の実施にあたり広域連合及び構成市町村が行う事務等について定めるため、策定しようとするものであります。

次に、条例案についてありますが、後期高齢者医療に関する条例を制定する件は、高齢者の医療の確保に関する法律等で規定されているもののほか、保険料率等必要な事項を定めるため制定しようとするものであります。

最後に、決算認定についてありますが、平成 18 年度一般会計歳入歳出決算認定の件は、歳入決算額 4,125 万 7,438 円、歳出決算額 4,084 万 2,619 円、実質収支額は 4 万 4,819 円の

剰余を得ております。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫） 議案第18号から議案第21号までの概要についての補足説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

事務局長（最上徹） 議案第18号から議案第21号までを一括して説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。議案第18号、平成19年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算専決処分について承認を求める件であります。平成19年8月7日付けで地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたことから、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。今回の補正は、国から広域連合電算処理システム構築に係る国庫補助金要綱が提示されたことに伴い、この補助金を確保するために電算処理システムの契約内容の見直しが必要となり、契約執行に係る所要額を増額する必要が生じたこと、また、併せて派遣職員人件費の見込みが減少したことなどから、歳入歳出の予算総額を増減することなく関係予算の組替え補正を行ったものであります。議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものであります。補正の内容ですが、歳入においては現時点で算定可能な国庫補助金1,499万9,000円を増額し、同額を市町村負担金において減額しております。歳出においては、3款民生費において契約執行における所要額3,608万円を増額し、同額を2款総務費において派遣職員人件費を減額しております。

続きまして、13ページをお開きください。議案第19号、秋田県後期高齢者医療広域連合広域計画策定の件であります。これは地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき、後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務等について定めるため策定しようとするものであります。計画の期間及び改定としては、計画期間を平成19年度から平成23年度までの5年間とし、改定については4年毎とするが、広域連合長が必要と認めたときは、随時見直しを行うことができるものとしております。基本的な考え方としては、後期高齢者医療制度の運営にあたり、関係市町村との役割分担を明確にしつつ、連携を密にしながら効率的な運営を図り、また、関連団体等から意見をいただきながら、後期高齢者のニーズに対応した質の高いサービスの提供に取り組むことを定めております。この考え方に基づき、制度運営に必要な事務事業について、基本計画の中で広域連合と関係市町村の役割分担を定めております。

次に、21ページをお開きください。議案第20号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を制定する件であります。後期高齢者医療制度の実施にあたり、保険料率等必要な事項を定めるため制定しようとするものであります。内容としましては、葬祭費の支給額を5万円とすること、所得割率及び均等割額を県内均一とすること、平成20年度、21年度の所得割率は100分の7.12とし、均等割額は3万8,426円とすることを定めるとともに、保険料賦課額や賦課限度額、低所得者に対する保険料額の軽減や災害等により損害を受けた被保険者に対する減免等について規定しております。さらに、附則においては、施行期日や被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する激変緩和措置として、保険料の賦課徴収の特例等について定めるものであります。

次に、31ページをお開きください。議案第21号、平成18年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件であります。平成18年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。平成18年度一般会計決算につきましては、本広域連合の設立が平成19年2月1日であり、平成19年2月、3月の2ヶ月間の決算となっております。歳入につきましては、構成2

5市町村からの派遣職員人件費負担金と、広域連合設立準備委員会清算金が主な収入であります。歳出につきましては、事務局内の必要備品の調達及び4市2町からの派遣職員7名分の人件費負担金が主な経費となっております。この決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書が提出されており、また、主要な施策の成果説明書を提出しておりますので、これらによりご審査の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（竹内睦夫） それぞれの議案に対する提案説明が終わりましたので、これより、議案第18号から議案第21号に対する質疑を一括で行います。

質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 質疑なしと認めます。なければ、これをもって、議案第18号から議案第21号に対する質疑を終了いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

まず、議案第18号、平成19年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算専決処分について承認を求める件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） なければ、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。議案第18号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第19号、秋田県後期高齢者医療広域連合広域計画策定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） なければ、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。議案第19号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を制定する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） なければ、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。議案第20号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成18年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） なければ、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。  
これより、採決いたします。議案第21号は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。  
【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

---

## 日程第12 陳情第1号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する意見書の提出について

議長（竹内睦夫） 日程第12、陳情第1号、後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する意見書の提出についてを議題といたします。

それでは、陳情第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） なければ、陳情第1号に対する質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） なければ、これをもって本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。

陳情第1号を、採択することにご賛成の方の起立を求めます。

【起立者なし】

議長（竹内睦夫） 起立なしと認めます。したがって、本陳情は不採択と決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。

---

## 広域連合長のあいさつ

議長（竹内睦夫） この際、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。広域連合長。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

広域連合長（佐竹敬久） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会に提出しました単行案、条例案及び決算認定について、いずれも適切な御決定をいただき、ありがとうございました。来年4月の制度の円滑な施行に向け今後とも全力を尽くす所存でありますので、議員各位のなお一層の御協力をお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

---

## 閉 会

議長（竹内睦夫） 以上をもって、平成19年11月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後 1 時 3 4 分 閉 会

---

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 竹 内 睦 夫

秋田県後期高齢者医療広域連合議会副議長 佐 藤 安 治

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 佐 藤 一 誠

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 加賀谷 正 美